

北陸地方整備局オープンカウンター実施要領（試行版）

【定義】

第1条 オープンカウンター方式とは、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注する会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約において、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）が見積依頼の相手方を選定せず、参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）から見積書の提出を受け、最も有利な者を契約の相手方として決定する方式をいう。

【対象】

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第3号から第7号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

【見積依頼の方法】

第3条 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、見積依頼書（様式1）を北陸地方整備局の本局で発注する場合は本局、北陸地方整備局の各事務所（管理所を含む。）で発注する場合はそれぞれの事務所（以下、「発注者」という。）において掲示またはホームページに掲載するほか、「電子調達システム（以下、「G E P S」という。<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>）」で公開することをもって見積依頼とする。

【参加資格】

第4条 見積合わせに参加できる者は、第5条の方法により、見積依頼書及び仕様書（以下「仕様書等」という。）の交付を受けた者で、かつ、次の各号に定められた要件を全て満たす者とする。

- 一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者、又は当該参加資格を有しない者で見積合わせ時までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。ただし、過去の実績等により十分な履行能力がある者の参加を認める場合がある。なお、本要件は、調達案件毎に設定する。
- 三 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 四 申請書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 五 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものと

して、国土交通省が行う業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

六 仕様書等の交付を直接受けた者であること。

2 参加希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

【仕様書等の交付】

第5条 参加希望者は、G E P Sから仕様書等を直接ダウンロードし、入手することによって交付されたものとみなす。

なお、当面の間は希望があれば電子メール又は直接手渡しも行うので、希望者は仕様書等交付申請書（様式2）に必要事項を記入のうえ、それを契約担当窓口で電子メールで送信又は直接提出することにより、発注者から電子メール又は直接手渡しにより仕様書等の交付を受けるものとする。

【見積書の提出】

第6条 参加希望者は、本要領及び交付された仕様書等を熟読のうえ見積を行うこととする。

2 見積書は、様式3又は様式3に記載された全ての事項を網羅した任意の様式で提出することとし、記載する金額は、調達物品等の価格のほか、輸送費等の諸経費を加算した金額に、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載することとする。

3 見積書の提出にあたっては、次のいずれかの方法によるものとする。

イ 紙による提出の場合、発注者が示した日時までに、見積書を封筒に入れ、封印のうえ、必ず件名及び提出者名を明記し（様式3を参照）、契約担当窓口を持参するか、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によるものとする。

ロ 電子メール又はF A Xによる提出の場合、見積書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載することにより押印を省略することができる。

4 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

5 見積に際し、納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格とし、これを納入することとする。ただし、指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合は、同等以上の規格等とし、見積書の提出前に契約担当課に申し出て了解を得ることとし、申し出及び了解がない場合は、規格外の物品の納入は認めない。

【見積合わせ】

第7条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行うこととし、その際、参加者の立ち会いは不要とする。立ち会いを希望する場合は、見積書提出時にその旨申し出ることとする。

- 2 見積合わせの結果は、参加者へ通知するとともに、発注者窓口で閲覧に供する。

【見積の無効】

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- 一 参加資格を有しない者が行った見積
 - 二 見積書提出期限までに到着しなかった者の見積
 - 三 件名、金額及び氏名等見積書に記載等を必要とする事項の記載のない見積
 - 四 金額を訂正した見積
 - 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積
 - 六 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の見積
 - 七 同一人の見積で金額の異なる二通以上の見積
 - 八 仕様書その他見積に関する条件に違反した見積
- 2 見積が無効となった場合、見積の再提出は認めない。

【その他】

第9条 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて参加希望者が負担するものとする。

- 2 発注者の都合により見積合わせの取り止め又は延期を行うことがある。
- 3 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合がある。
- 4 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 5 契約の相手方が契約後に正当な理由なく、業務を履行しない場合等、不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができる。
- 6 国が保有する個人情報を取り扱う場合は、北陸地方整備局ホームページに掲示している「個人情報取扱事項」を熟読し、遵守すること。
- 7 本実施要領に定めのないその他の取扱については、北陸地方整備局随意契約見積心得によるものとする。

附 則

本要領は、令和2年11月24日から適用する。

改正後の要領は、令和5年12月27日から適用する。